

小 学 校 、 中 学 校 、 高 等 学 校 の 主 な 届 出 等

届出等名	添付書類		届出等の時期及び留意事項等
学則変更届	納付金、教育課程、その他の事項に係る変更の場合	① 学則（新・旧） ② 変更条項対照表（新旧対照表） ③ 理事会の決議録の写し（原本証明を付すこと。） ④ 評議員会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ※寄附行為に定めのある場合に限る	【届出時期】 学則を変更しようとするとき（※事前届出） 【留意事項等】 通信制課程の高等学校及び収容定員の変更に係る学則変更は認可事項のため、手続きが異なります。
校地等の変更届	校地等のみ変更する場合	① 理事会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ② 評議員会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ※寄附行為に定めのある場合に限る ③ 校地の位置図、配置図 （変更部分を明示すること） ④ 売買契約書、表示登記済の登記簿謄本の写し （原本証明を付すこと）	【届出時期】 学校の校地、運動場その他直接教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途を変更しようとするとき（※事前届出）
校舎等の変更届	校舎等のみ変更する場合	① 理事会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ② 評議員会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ※寄附行為に定めのある場合に限る ③ 校地、校舎の位置図、配置図及び平面図 （変更部分を明示すること） ④ 売買契約書、表示登記済の登記簿謄本の写し （原本証明を付すこと）	【届出時期】 学校の校舎、体育館、寄宿舎その他直接教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき （※事前届出）
校地校舎等の変更届	校地、校舎を同時に変更する場合	① 理事会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ② 評議員会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ※寄附行為に定めのある場合に限る ③ 校地、校舎等の位置図、配置図及び平面図 （変更部分を明示すること） ④ 校地、校舎等に関する契約書、表示登記済の登記簿謄本の写し （原本証明を付すこと）	【届出時期】 学校の校地、運動場、校舎、体育館、寄宿舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき（※事前届出）
名称変更届		① 理事会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ② 評議員会の決議録の写し（原本証明を付すこと） ※寄附行為に定めのある場合に限る ③ 学則（新・旧） ④ 変更条項対照表（新旧対照表）	【届出時期】 学校の名称を変更しようとするとき（※事前届出）

小 学 校 、 中 学 校 、 高 等 学 校 の 主 な 届 出 等

届出等名	添付書類		届出等の時期及び留意事項等
位置変更届	校舎の移転を伴う場合	① 理事会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ）	<p>【届出時期】 学校の位置を変更しようとするとき（※事前届出）</p> <p>【留意事項等】 ※土地、建物が自己所有であることを証明する登記簿謄本又は登記事項証明書。 なお、校舎を新築した場合は、建築確認通知書の写し、売買により取得した場合は契約書の写しを添付すること。（原本証明を付すこと）</p>
		② 評議員会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ） ※寄附行為に定めのある場合に限る	
		③ 学則（新・旧）	
		④ 変更条項対照表（新旧対照表）	
		⑤ 飲料水の証明書	
		⑥ 土地の登記簿謄本及び地積図、登記事項証明書（ ※ ）	
	住居表示の変更の場合	⑦ 校地、校舎等の位置図、配置図及び平面図	
		① 学則（新・旧）	
② 変更条項対照表（新旧対照表）			
		③ 住居表示の変更証明書（ 市町村からの通知書等 ）	
校長決定届	① 履歴書	<p>【届出時期】 学校長を変更したとき（※事後届出）</p> <p>【留意事項等】 校長決定届及び校長解職届は併せて届出ること。</p>	
	② 免許状の写し		
	③ 教育に関する職に5年以上従事したことの証明書		
	④ 就任承諾書		
校長解職届	（この欄は削除されています）		
授業停止届	① 理事会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ）	<p>【届出時期】 授業を停止しようとするとき（※事前届出）</p>	
	② 評議員会の決議録の写し（ 原本証明を付すこと ） ※寄附行為に定めのある場合に限る		

小 学 校 、 中 学 校 、 高 等 学 校 の 主 な 届 出 等

届出等名	添付書類	届出等の時期及び留意事項等
臨時休業報告		【報告時期】 災害、伝染病の流行、集団食中毒の発生等により、学則に規定する休業日以外に休業したとき。
私立学校等被害状況報告		【報告時期】 災害その他の原因により、学校の施設設備及び生徒、教職員に被害が生じたとき。 (※電話で速報後に提出)
児童生徒の事件等報告書		【報告時期】 児童生徒が自殺を企図した場合や、学校内外を問わず、児童生徒が重大な犯罪又は触法行為を起こした場合に、事案発生確認後速やかに
児童生徒の自殺等に関する実態調査 調査票		【報告時期】 自殺者等の発見の時点から、概ね1ヶ月後まで
重大事態発生に係る報告		【報告時期】 重大事態が発生した疑いがあると認めるとき
事故報告（体罰）		【報告時期】 体罰に該当する事案が発生したとき
通知書	①事故報告 ②処分に係る辞令等 ③就業規則 【参考】 報告が必要な事例 ア 成年後見人又は被保佐人となった場合 イ 禁錮以上の刑に課せられた場合 ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合 エ 公立学校の教員の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる場合 オ 分限免職となった場合	【報告時期】 左記に該当すると思料するとき速やかに